

受け取れていますか？

あきらめていませんか？

養育費確保のために 市がサポートします！

まずはお電話を！！ 船橋市こども家庭支援課 047-436-2320

取決めや手続き、その後の生活についても、一緒に考えていきましょう。
離婚前からご相談いただけます。

- 子どもの健やかな成長と安定した生活を確保するためにも、養育費は重要です！
- 子どもと離れて暮らす親にも、子どもに対して経済的な責任があります。
- 養育費を確保するにはしっかりと取決めを交わすことが重要です。

サポート事業一覧

- 各事業の詳細は右記コードから市ホームページをご覧ください。



1 弁護士による法律相談

養育費のほか親子(面会)交流など、法律に関する相談に応じます。
(土日も開催)



2 セミナーの開催

専門の講師によるセミナーを開催します。

養育費



3 公正証書・調停調書作成、ADRの手数料補助

養育費を取決める書類作成やADRに係る費用の一部を補助します。
※ADRとは裁判外紛争解決手続のことです。

4 保証料の補助

保証会社等と養育費保証契約を締結した際の保証料を補助します。



5 親子(面会)交流支援 機関利用料補助

親子(面会)交流に民間の支援機関を利用した場合、費用の一部を補助します。

6 母子・父子自立 支援員の同行

公証役場等で書類作成をする際に、支援員が同行します。

